

# 定 款

平成5年1月11日 議 決  
平成5年3月25日 一部変更  
平成10年6月17日 一部変更  
平成12年6月14日 一部変更  
平成16年6月8日 一部変更

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、国際港湾交流協力会という。英語名を Japan Overseas Ports Cooperation Association とする。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

### (目 的)

第3条 本会は、会員が共同して、また相互に連携・交流を図り、ボランティア活動を行うことにより、主として途上国の港湾及び港湾を含む沿岸域の健全な発展に貢献すると共に、それらに関連する諸活動を支援し、もって、我が国と途上国との友好の促進に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際会議の開催、もしくは国際交流のための会議等の開催の支援
- (2) 姉妹港活動、その他港湾管理者等の国際交流への支援
- (3) 途上国への資金援助、物資供給、技術指導
- (4) 途上国への技術協力要員の育成及び派遣の斡旋
- (5) 会員による途上国人材の受入れへの支援
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の種別等)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 団体会員 港湾の建設・管理・運営・利用に係る民間企業及び地方公共団体並びに本会の活動に賛同する団体
- (2) 個人会員 本会の活動に賛同する個人

(会費の納入等)

第6条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

2 既納の会費は、返還しないものとする。

(会員の入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

会員資格は、当該年度の会費を納入した時点で得られるものとする。

(会員の除名)

第8条 会員が、次の各号の1に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

(1) 本会の名誉を汚し、または信用を失うような行為があったとき

(2) 定款または総会の決議を無視する行為があったとき

(会員の資格喪失)

第9条 会員が継続して2年間会費を滞納したときは、自動的にその会員資格を失うものとする。

### 第3章 役員等

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 20名以内

(4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第11条 理事は、総会において団体会員及び代議員のうちから選出する。

2 団体会員から選出される理事は、団体会員の代表者とする。

3 監事は、総会において団体会員、代議員及び理事会の推薦する学識経験者のうちから選出する。

4 会長、副会長は理事の互選とする。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長に事故ある場合、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

4 監事は、本会の資産及び業務の執行状況を監査する。

( 役員の任期 )

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

( 名誉会長、名誉会員及び顧問 )

第14条 名誉会長、名誉会員及び顧問を、理事会の推薦の下に総会に諮って置くことができる。

2 名誉会長及び名誉会員は、理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、もしくは総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

( 代議員 )

第15条 本会に個人会員を代表する代議員を置く。

2 代議員は、個人会員で代議員の公募に応じたものの中から、個人会員の過半数の信任を得て選任する。

3 代議員の定数は、個人会員30名毎に1名を目途とする。

4 代議員の任期は、第13条に定める役員の任期に関する規定を準用する。

5 代議員は、理事会及び総会に出席して意見を述べるすることができる。

## 第4章 総 会

( 総 会 )

第16条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎年1回召集する。

3 臨時総会は、当初予算の予備費を除く予算について、その1割を超える金額を増額する事業計画に変更しようとするとき、およびその他の重要事項で総会にはかる必要があると理事会が判断したときに召集する。

4 総会は会長が召集する。

( 総会の議決事項 )

第17条 総会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他の重要事項

2 前各号の事項は、理事会の議決を得た後、これをするものとする。

( 総会の定足数等 )

第18条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。この場合には、この会員は出席したものとみなす。

(定款の変更)

第20条 定款の変更は、総会の議決をもってこれを行うものとする。

2 前項の議決を行う場合、定款第17条第2項の規定を準用する。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事録は、議長が少なくとも次の事項を記載して作成し、議長及び出席会員2名以上がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 団体会員及び個人会員の総数
- (3) 出席会員の数
- (4) 議事の経過の要領及びその結果

## 第5章 理 事 会

(理事会)

第22条 理事会は理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに召集し、本会の運営に関し、必要な事項を議決する。

2 理事会は理事現在数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

3 監事は、理事会に出席して業務の執行及び財産の管理等につき意見を述べるができる。

(理事会の権能)

第23条 理事会は、この定款及び細則の定めるところに従うとともに、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 予備費を除く予算額の1割以内を増額する事業計画の変更ならびにこれに伴う予備費の流用。
- (4) 予備費を除く予算の総額を変更しない場合であっても、途上国の港湾以外の事業を新たに含む事業計画の変更。
- (5) 物件費の総額、人件費、会議費、及び福利厚生費の増額。
- (6) 委員会の委員長の選任。

(7) 事務局長の任免。

(書面表決等)

第24条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席する理事に議決権の行使を委任することができる。この場合、団体会員から選出された理事は、当該団体の者又は会長に、代議員から選出された理事は、代議員から選出された他の理事に委任するものとする。

(通信による理事会)

第25条 会長は、予算成立後において、あらたに第23条で規定する理事会の権能に関する追加案件が生じたときは、通信(郵便、FAX、E-mail)によって会議を招集し、議決することができる。

2 通信による投票が、通信会議の開催日までに到着しないときは、投票に賛成したものとする。

(委員会)

第26条 理事会の下に、事業実施に必要な委員会を設置する。

2 各委員会の委員は、会員の中から公募に応じた者に基づき、委員長の推薦により会長が任命する。

3 委員の任期は、2年を基本とする。ただし、再任することができる。

4 委員会の活動については、別に定める細則による。

5 各委員会活動に要する経費は、協力会が会費等の収入から支出する。ただし、人件費は支給しないものとする。

## 第6章 事 務 局

(事務局)

第27条 事務局長は、理事会の議決により会長が任免する。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の支弁)

第29条 本会の活動に必要な資金は、会員の納める会費及びその他の収入で支弁する。

## 第8章 雑 則

(細 則)

第30条 この定款に定めるもののほか、本会の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て会長が定める。

附 則

この定款の改正は、平成16年6月8日より適用する。